

森林整備事業（公共）

【144, 376（120, 313）百万円】

対策のポイント

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の人工林は本格的な利用期を迎えており、この豊富な資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築していく必要があります。
- ・また、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保や国土の保全など森林の公益的機能を発揮させることが重要です。
- ・このため、**間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進する**必要があります。特に木材流通が広域化している中、木材の大量運搬等に対応でき、**大型車両が通行可能な幹線路網の整備を推進する**必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

1. 意欲と能力のある経営体や同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。
 - (1) 森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備します。また、意欲と能力のある経営体が行う間伐等に優先配分します。
 - (2) 伐採と造林の一貫作業システム、列状間伐の導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業	36,494	(23,194)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,232	(-)	百万円
林業専用道整備対策	11,361	(10,733)	百万円
			国費率：1/2、3/10等
			事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

2. 台風等の気象害を受けた**被害森林や奥地水源林の整備等を推進**します。

環境林整備事業	3,800	(3,200)	百万円
水源林造成事業	26,987	(24,845)	百万円
			国費率：3/10、10/10等
			事業実施主体：都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303）]

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「経済財政運営と改革の基本方針2017」

（平成29年6月閣議決定）
 森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。

「未来投資戦略2017」

（平成29年6月閣議決定）
 林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。

■ 幹線となる路網の整備

- 森林資源が充実し、主伐期を迎え木材流通の広域化
- 大型の製材工場等が整備され、国産材に対する需要の高まり
- 木材の大量運搬等に対応できる幹線となる路網の整備が必要

林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

新たなスキーム

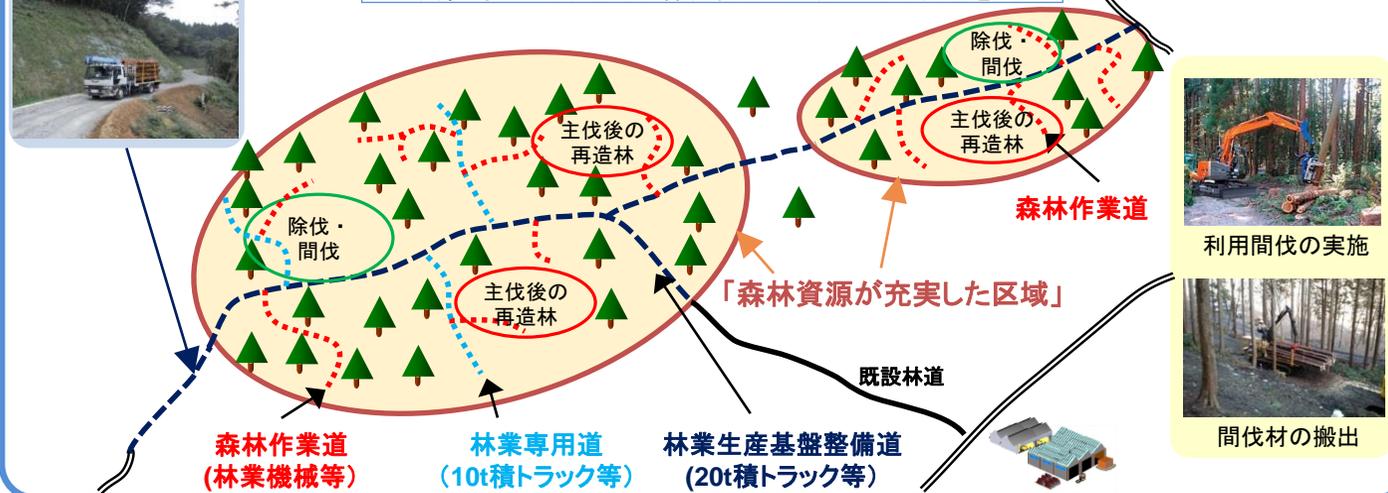


新たなスキームを支える条件整備

〔新たなスキームを活用する地域に対し重点的に支援〕

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
 - 利用間伐等の促進
- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
 - ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立

大型トラックが通行可能な幹線となる道の整備が必要



※ このほかに、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進